

## 県たばこ税徴収確保推進事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 知事は、県たばこ税の適正な運営を図り、併せてその税収を確保するため、山梨県たばこ商業協同組合連合会が行うたばこの県内購入を促進する広報事業等に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （補助額）

第2条 前条に規定する補助対象事業の一部に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

### （補助金の交付申請）

第3条 規則第4条の規定による補助金交付申請書（別記第1号様式）は、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

### （補助金の交付の条件）

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業の内容を変更する場合（知事が定める軽微な変更は除く。）は、変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

### （補助金の交付）

第5条 補助金は、事業完了後確定のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

### （実績報告）

第6条 規則第12条の規定により補助事業が完了したときは、事業完了後1月を経過した日、又は補助金の交付決定をした年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。